

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の用務のために出張する職員及び臨時職員、登録ヘルパーに対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の旅費)

第2条 本会の用務のため出張する職員及び臨時職員、登録ヘルパーに支給する旅費については、東員町職員の旅費に関する条例（昭和32年東員町条例第3号）及び東員町職員の旅費の支給に関する規則（昭和32年東員町規則第2号）の例による。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、東員町における旅費の取扱の例に準じ、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。